

舞鶴市し尿処理距離事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、し尿収集運搬車両のし尿処理施設（東浄化センター内）までの運搬距離が異なることによる東西収集経費の格差に伴う市民負担の軽減を図るため、別表に掲げる地域（以下「対象地域」という。）において、し尿収集を行った事業者に対し、し尿処理施設までの運搬に要する経費の一部について、補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第25号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で舞鶴市し尿処理距離事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けるし尿収集運搬業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が対象地域において行うし尿収集事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金対象事業に要するし尿収集運搬車両の消耗品及び燃料費であって、榎トンネルからし尿処理施設までの区間に要するものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象者の前前年度の延べ収集戸数、延べ収集台数、延べ収集距離、年間使用燃料、車両稼働台数、汲み取り戸数及び補助対象戸数を基礎数値として、別紙算定方法により算出した補助対象経費の総額に相当する額（その額に1,000円未満の端数金額が生じたときは、該当端数金額を切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、し尿処理距離事業補助金交付申請書（様式第1号）にし尿処理距離事業補助金申請算定表（様式第2号）を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付する旨の決定をしたときは、速やかに規則第6条の規定により、書面により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その理由を付して、速やかにその旨を書面により当該申請者に通知するものとする。

(交付)

第8条 補助金の交付は、原則として、次条の実績報告書に基づき年間事業量に対して行うものとする。ただし、特に必要と認める場合は、交付額に相当する額を第6条の申請書に記載する事業実施期間の月数で除して得た額を月ごとに交付することができる。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助対象事業終了後速やかにし尿処理距離事業補助金実績報告書(様式第3号)にし尿処理距離事業補助金実績算定表(様式第4号)を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、平成15年度補助金分から適用する。

附則

平成20年4月1日 一部改正(第1条関係)

別表(第1条関係)

舞鶴市し尿処理距離事業補助金対象地域

字青井、字朝代、字池ノ内下、字伊佐津、字今田、字上根、字上安、字魚屋、上安東町、字円満寺、字大内、大内野町、字大川、字大君、字大俣、字岡田由里、字蒲江、字上安久、字上漆原、字上福井、字上東、字岸谷、字喜多、字北田辺、字京口、字京田、京田新町、清美が丘、字清道、清道新町、字久田美、字公文名、字倉谷、字桑飼上、字桑飼下、字河原、字紺屋、字西方寺、字境谷、字志高、字下安久、字下漆原、字下福井、字下見谷、字下東、字城屋、昭和台、字職人、字白杉、字白滝、白浜台、字新、字地頭、字寺内、高野台、字高野由里、字滝ケ字呂、字竹屋、字丹波、字寺田、字天台、天台新町、字十倉、字中山、字長谷、字長浜(旭南町内、西門2町内、西門1町内、西元町1町内、双葉町内、海上自衛隊町内、保安学校町内及び荒田町内区域を除く。)、字七日市、字西、字西神崎、字西吉原、字女布、女布北町、字布敷、字野村寺、字八田、字八戸地、字東神崎、字東吉原、字引土、字引土新、字平野屋、字福来、字富室、字別所、字堀、字堀上、字本、字真倉、字松陰、字丸田、字万願寺、字水間、字三日市、字南田辺、字宮津口、字油江、字吉田、字和江及び字和田